

第731回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年 7月 9日（火） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)水産資源保護法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の様式の改訂について
永井統括審査官
 - (2)大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて
高橋特別審査官
 - (3)クジラの輸入管理に係る輸入公表の改正について
高橋特別審査官
 - (4)第 53 回通関士試験のご案内
亀谷首席通関業監督官
 - (5)輸出入関係取扱品目分担一覧表の一部改正について
小林首席関税鑑査官
 - (6)初めて日 EU・EPA を利用される方へ
中澤原産地調査官

その他・連絡事項等

- ・業務部長挨拶
- ・人事異動に伴う担当官の自己紹介について

次回開催予定日 **令和元年9月10日(火)** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

元消安 第767号
令和元年6月24日

水産動物の輸入者等関係者 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

水産資源保護法施行規則第1条の2第2項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書の様式の改定について（通知）

水産動物の輸入防疫の推進に当たり、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

水産資源保護法施行規則第1条の2第2項に係る水産動物の輸入許可対象外申告については、平成28年7月22日付けで事務連絡を發出し、輸入許可対象外の水産物の確認を行っています。

今般、輸入した水産動物の保管施設において、提出された申告書と異なる点を確認され、改善するよう指導した事例があったことから、疾病のまん延防止を図るため、別紙（以下「新申告書」という。）のとおり、申告書の様式を改定することとします。また、農林水産省HPでも掲載しております。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_boueki/sui_boueki2.html)

つきましては、関係者への周知に御協力いただくとともに、令和元年7月1日以降は、新申告書を使用するようお願いいたします。なお、従前の旧申告書については、有効期限内のものに限り、引き続き使用しても差し支えない旨、及び令和元年7月1日より前に新申告書を使用しても差し支えない旨申し添えます。

保管施設について、不明な点がございましたら、下記担当に相談下さい。

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課水産防疫班 湯浅、佐野、丸茂
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL：03-6744-2105
FAX：03-3502-2685
E-mail：suisan_boueki@maff.go.jp

(別紙)

水産資源保護法施行規則第1条の2第2項に係る
水産動物の輸入許可対象外の申告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長 殿

輸入者 氏 名 印

住 所

連絡先

今回当方が輸入する水産動物【水産動物種 (学名記載)】
については、下記のとおり、水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 第 13 条
の 2 に基づく輸入許可が必要となる、水産資源保護法施行規則 (昭和 27 年農林省
令第 44 号) 第 1 条の 2 第 2 項の水産動物に該当しないことを申告します。また、
本申告内容に漏れ、偽りはなく、本申告内容に係る一切の責任は輸入者が負うと
ともに、変更が生じた場合は、速やかに申告します。

記

当該水産動物は、生きている水産動物であり、かつ食用に供されるもののうち、
輸入後、1 の施設において一時的に保管し、管理については 2～4 の通り行いま
す。

1 保管施設の住所、代表者名及び連絡先 (電話番号及びメールアドレス)

住所：〒

代表者名：

電話番号：

メールアドレス：

2 空港又は港から保管施設までの輸送方法、輸送に使用した水、包装材(かご、
おがくず等)及び輸送に使用した包装材の処分方法

輸送方法：

包装材：

輸送に使用した水・包装材の処分方法：

3 保管施設の飼育水の排水の状況（下水道、消毒（有効塩素濃度〇〇ppmで〇〇分間）等）

4 保管施設で一時保管中に当該水産動物がへい死した場合の扱い

5 誓約事項

以下の誓約事項を遵守します

- ・保管施設の飼育水を排水する際には、下水道に排水する又は消毒後に排水すること
- ・輸送に使用した水は、海等の公共用水面に直接排水することなく、下水道又は消毒後に排水すること
- ・保管施設でへい死した当該水産動物は焼却等適切に処分すること

※添付書類：所在地の写真又は地図、施設内部図面及び排水部分が確認できる写真

(注) 本申告書の有効期限は、申告日から3年間。



大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて

2019年7月1日

▶ 対外経済

経済産業省は、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、大韓民国向けの輸出について厳格な制度の運用を行います。

輸出管理制度は、国際的な信頼関係を土台として構築されていますが、関係省庁で検討を行った結果、日韓間の信頼関係が著しく損なわれたと言わざるを得ない状況です。こうした中で、大韓民国との信頼関係の下に輸出管理に取り組むことが困難になっていることに加え、大韓民国に関連する輸出管理をめぐり不適切な事案が発生したこともあり、輸出管理を適切に実施する観点から、下記のとおり、厳格な制度の運用を行うこととします。

1. 大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し

本日（7月1日）より、大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーを見直すため、外為法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除するための政令改正について意見募集手続きを開始します。

（参考）<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

2. 特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切り替え

7月4日より、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の大韓民国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものも含む）について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととします。

（参考）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html>

担当

貿易経済協力局 貿易管理課長 岩松

担当者： 山下、谷澤

電話： 03-3501-1511(内線 3241～5)

03-3501-0538（直通）

03-3501-5896（FAX）

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について

令和元年7月1日
経済産業省
安全保障貿易審査課

1. 目的

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理制度は、国際的な信頼関係を土台として構築されていますが、関係省庁で検討を行った結果、日韓間の信頼関係が著しく損なわれたと言わざるを得ない状況です。

こうした中で、大韓民国との信頼関係の下に輸出管理に取り組むことが困難になっていることに加え、大韓民国に関連する輸出管理をめぐる不適切な事案が発生したこともあり、輸出管理を適切に実施する観点から、下記のとおり、厳格な制度の運用を行うこととします。

2. 主な改正点

(1) 特定品目の包括許可から個別許可への切替え

フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの3品目について、大韓民国向け輸出及びこれらの関連技術の移転を一般包括許可及び特別一般包括許可の制度の対象から外し、個別許可申請を求め、輸出審査を行うこととします。

<3品目の輸出令別表及び貨物等省令の該当箇所>

- フッ化水素 : 輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第1号へ
- フッ化ポリイミド : 輸出令別表第1の5の項(17)、貨物等省令第4条第14号口
- レジスト : 輸出令別表第1の7の項(19)、貨物等省令第6条第19号

※輸出令 : 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)

※貨物等省令 : 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)

(2) 特定品目の申請窓口の変更

フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの3品目について、大韓民国向けの輸出許可申請窓口を、経済産業局及び通商事務所から、本省安全保障貿易審査課に変更することとします。

3. スケジュール

令和元年7月1日(月) 公布
7月4日(木) 施行

(以上)

申請者の皆様へお知らせ

「ワシントン条約対象貨物」の輸入の事前確認申請に係る提出書類の様式が変更されました!

令和元年7月1日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和元年7月1日付けで輸入公表（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号））が改正されました。（6月24日公布、7月1日施行）

当該改正に伴いワシントン条約対象貨物の輸入に係る「事前確認申請書」の様式が以下【別添】のとおり変更されましたので、7月1日以降の申請にあたっては、輸入申請書類ページより新様式をダウンロードしてご使用ください。

輸入申請書類：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im4_syorui.html

【附属書Ⅱ及びⅢの貨物の輸入における対応表】

附属書	分類		変更前	変更後	輸入手続	様式	
附属書Ⅱ	生きている動物		三の七の(4)	三の七の(3)	事前確認	別添2	
	上記以外	特定国原産※1	三の七の(3)	三の七の(2)	事前確認	別添1	
		上記以外	三の八の(2)	三の八の(3)	通関時確認	—	
附属書Ⅲ	掲載国原産※2	生きている動物	三の七の(4)	三の七の(3)	事前確認	別添2	
		上記以外	特定国原産※1	三の七の(3)	三の七の(2)	事前確認	別添1
			上記以外	三の八の(3)	三の八の(4)	通関時確認	—
	非掲載国原産※2		三の八の(3)	三の八の(4)	通関時確認	—	
種の保存法（国内希少野生動植物種）			三の七の(5)	三の七の(4)	事前確認	別添3	

※1 特定の原因国又は船積地域。

※2 「掲載国原産」：該当動植物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とする場合。

「非掲載国原産」：上記以外の国を原産地とする場合。

(注)

1. 別添様式の下線が改正箇所です。
2. 経過措置として、当面の間は旧申請様式にて申請された場合であっても受理します。
3. 今般の改正により、附属書Ⅰに掲げる鯨の一部の種が、事前確認又は通関時確認の対象となりますので、ご注意ください。

ワシントン条約で規制しているクジラ目の輸入について

附属書	対象貨物		輸入公表※注1 【根拠】	輸入手続	通関時の税関への提出書類
附属書 I	① みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨、まっこう鯨、にたり鯨、つのしま鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、つち鯨 ※注2	② アイスランド、ノルウェー、パラオ又はセントビンセントを船積地域とするみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨並びにその調製品 ※注3	三の8の(2)	【通関時確認】	①輸出国のワシントン条約に係る管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書（以下「CITES許可書等」という。） ②水産庁長官の確認書
		③ 生きているもの（①を除く）	三の7の(3)	【事前確認】	①CITES許可書等 ②事前確認書
		④ 上記以外	三の8の(3)	【通関時確認】	①CITES許可書等
	上記以外	二の二	【輸入承認】 (学術目的等)	①CITES許可書等 ②輸入承認証	
附属書 II	生きているもの		三の7の(3)	【事前確認】	①CITES許可書等 ②事前確認書
	特定の国又は地域を原産地又は船積地域とするもの		三の7の(2)	【事前確認】	①CITES許可書等 ②事前確認書
	上記以外		三の8の(3)	【通関時確認】	①CITES許可書等

(注1) ワシントン条約締約国又は締約国に準ずる国又は地域以外からの輸入は、2号承認（輸入公表二の第2）の対象となりますが、原則、承認されません。

(注2) これらの鯨等は附属書IIとして取り扱いますが、お土産特例は使用できません。

(注3) 鯨及びその調製品とは、下記の関税率表の番号等に該当するものをいいます。

貨物名	関税率表の番号等					
鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12	0208・40	0210・92	1504・30	1521・90	16・01
	1602・10	1602・20	1602・31	1602・32	1602・39	1602・41
	1602・42	1602・49	1602・50	1602・90	2301・10	23・09

● 輸入手続の詳細については、経済産業省HPを参照ください。

令和元年

第53回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和元年10月6日(日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）
- 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和元年7月1日(月)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（TIR条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)	/	/
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領(注2)	/			20点(2問)
その他通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	/

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

注2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第52回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号 -8615 東京港湾合同庁舎	03-3599-6316 (03-3599-6464)
東京都			
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地 -8401	045-212-6051 (045-651-6106)
神奈川県			
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号 -8535 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005 (052-653-4805)
愛知県			
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号 -0041	078-333-3026 (078-333-3166)
広島県			
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しております。また、受験票に記載のうえ通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、令和元年7月22日（月）から同年8月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、令和元年8月5日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月2日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、令和元年7月22日（月）午前10時から同年8月5日（月）午後5時までとします。（土曜日及び日曜日を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。**受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。**

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ (<http://www.naccs.jp/>) を参照してください。

6 合格発表

令和元年11月29日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載するとともに、受験した税関の各官署及び税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に合格者の受験番号を掲示・掲載します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送（合格発表日以降に発送）します。

なお、上記により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月6日（金）までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

II 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として3,000円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
※ 受験願書及び下記②の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用するため、戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前1年以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm、横3cm。カラー、白黒を問わない。）を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず62円分の切手を貼ってください。
※ 受験票に記載する年齢は、受験願書受付締切日（令和元年8月5日）現在の年齢を記載してください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

- 出願用紙及び受験票の各用紙は、前記Iの4の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、必ず所要の切手（1部請求の場合は120円、2部請求の場合は140円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。
- ※ 返信用封筒に貼る切手については、返信用封筒が厚みのあるもの（85g/m²を超えるもの）の場合、1部請求のときであっても140円分の切手が必要となりますので、ご注意ください。

② 申込みの方法

- 前記(1)の出願書類を前記Iの4の受験願書の提出先に提出してください。
- 出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和元年8月5日（月）までの消印のあるものが有効です。
- 出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和元年8月5日（月）午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。
- また、試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば570円、簡易書留であれば450円、特定記録であれば300円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を同封してください。この場合には、受験票に62円分の切手を貼る必要はありません。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）
- ※ 一部免除通知書等については、書留、簡易書留、又は特定記録にて送付しますので、所要の切手が不足している場合、送付前に不足分についてご連絡するため送付まで時間がかかることがあります。貼り忘れにご注意ください。
- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

- イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して15年以上になるとき……… 前記Iの2の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。
- ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して5年以上にな

るとき…………… 前記 I の 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。

ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものととして計算します。

ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものととして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式 B-1210）1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」（税関様式 B-1215）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形 2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。）

a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。

この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。

b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。

c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記 a 及び b のそれぞれの者。

d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記 I の 5 の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回(第52回)までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記1の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の2,900円を、令和元年8月5日(月)午後5時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票及び③の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記Iの4の受験願書の提出先に令和元年8月5日(月)午後5時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和元年8月5日(月)までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和元年8月5日(月)午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、NACCSを使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記1の(3)の③のイの「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。

② 免除の決定等

前記1の(3)の④と同じです。

III その他

1 受験の際の注意事項

- (1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。
- (2) 受験者は、試験開始30分前(午前9時)までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。
- (3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。
(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。
イ 計算機能のみを有するもの(例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。)
ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの(数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。)
ハ 電源内蔵式のもの
- (4) 各試験科目の開始時刻の15分前までに着席してください。

- (5) 試験時間中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。
- ・受験票
 - ・筆記用具
 - ・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）
 - ・時計（通信機能・計算機能がないもの）
- ※ 机上に置ける筆記用具は、HB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規です。筆箱等の収納用具は机上に置けません。また、筆箱のほか、耳栓等上記以外のものはすべてかばん等の中にしまってください。
- ※ 試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。）
- (6) 答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。
- (7) 答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。
- (8) 試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (9) 試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。（(3)の携帯用電子計算機を除く。）
- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。
- (12) 試験時間中の飲食は、原則禁止です。
- (13) 試験時間中に日常的な生活騒音等（係員の巡回による足音、監督業務上必要な発言、航空機、自動車、風雨、空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 I の 4 の税関の通関業監督官にお問い合わせください（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、令和元年 8 月 19 日(月)までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページに掲載しますので、税関ホームページで確認をしてください。
- (4) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。

○ 通関士試験に関するQ&A

Q 1 通関士の仕事について教えてください。

A 1 貨物を輸出又は輸入しようとする者は、その貨物の品名、数量、価格等必要な事項を税関長に申告し、許可を受けなければなりません。この通関手続に関して、輸出入者の代理又は代行をするのが通関業者です。この通関手続には、適正な申告を行うための高度な専門能力が要求されますので、通関業者は原則として営業所ごとに通関士を置くことが義務付けられています。このように、通関士は、通関業者が行う通関業務に従事し、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書等の通関書類の内容を審査する重要な仕事を行います。

Q 2 通関士試験に合格すれば、すぐに通関士とすることができますか。

A 2 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとする場合には、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称等を財務大臣に届け出て、その者が通関士の欠格事由に該当しないことの確認を受ける必要があります。通関士試験の合格は、あくまでも通関士になるための資格を取得したということであり、通関士として通関業務に従事する場合には上記の確認を受ける必要があります。なお、通関士試験に合格した者は、受験地にかかわらず、どの税関の管轄区域においても通関士とすることができます。

Q 3 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 3 全国同時に行われる試験ですので、どこの受験地でも受けられます。ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 4 受験願書を郵送以外の方法で送ることはできますか。

A 4 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書受付期間（令和元年8月5日（月）午後5時）までに税関に到着するように発送してください。

Q 5 インターネットを使用して受験願書を提出することはできますか。

A 5 インターネットを使用した受験願書の提出については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができます。ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。また、受験願書の受付期間・時間内に、必ず受験手数料を電子納付する必要があります。上記の受付期間・時間内に受験手数料の納付が行われない場合は、NACCSを使用した受験願書の提出自体が無効となりますので注意してください。

NACCSの利用に際しては、あらかじめ輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）にNACCSの利用申込みを行う必要があります。NACCSの利用申込み手続や使用方法等の詳細については、NACCSセンターのホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

なお、NACCSを利用して受験願書を提出した場合は、受験願書提出後にNACCSから配信される納付情報に基づいて受験手数料2,900円を電子納付してください。

Q 6 通関士試験の合格基準を教えてください。

A 6 通関士試験の合格基準は事前には公表しておりません。合格発表の際に公表することとしています。

Q 7 通関士試験の合否はどのようにして知ることができますか。

A 7 ① 合格発表当日に官報に合格者の氏名及び受験番号を公告します。官報は全国の官報販売所で販売しております。また、国立印刷局のホームページに直近30日間分のインターネット版官報が掲載されています。

② 合格発表当日に受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。

③ 税関ホームページに全国の合格者の受験番号を掲載します。

④ 合格者には、合格発表日以降に合格証書を発送します。上記により合格を確認したにもかかわらず、12月6日（金）になっても合格証書が届かない場合には受験地を管轄する税関の通関業監督官にお問い合わせ下さい。

なお、合否についてのお問い合わせには応じられません。

Q 8 通関士試験の合格率を教えてください。

A 8

	第48回(H26)	第49回(H27)	第50回(H28)	第51回(H29)	第52回(H30)
受験者数	7,692人	7,578人	6,997人	6,535人	6,218人
合格者数	1,013人	764人	688人	1,392人	905人
合格率	13.2%	10.1%	9.8%	21.3%	14.6%

輸出入関係取扱品目分担一覧表(令和元年7月)

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官										本 関			本 牧						大 黒				東扇島				
				三枝	矢野	猪狩	加藤	山下	小澤	明石	横山	保坂	菅野	特別 通関 1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 1	通関 2			
																	入	入	入	入	出		入	入	出						
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																												
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																												
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左																												
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																												
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																												
		23~24	たばこ																												
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																												
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																												
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料																												
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																												
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																												
		38	各種の化学工業生産品																												
7	プラスチック、ゴム	39~40	同 左																												
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同 左																												
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同 左																												
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左																												
11	紡織用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品																												
		61~63	衣類等																												
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同 左																												
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同 左																												
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左																												
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																												
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																												
		82~83	卑金属製品の工具、道具																												
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																												
		85	電気機器、VTR、音声再生機																												
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同 左																												
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同 左																												
19	武器、銃砲弾	93	同 左																												
20	雑品	94~95	同 左																												
		96	同 左																												
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同 左																												
		-	プラント貨物																												

注:本牧・通関第5部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、千葉、船橋市川、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、川崎、宇都宮、川崎外郵



原産地規則ポータル

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索



税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

- ホーム
- 原産地規則とは
- 協定・法令等
- 原産地証明手続
- 事後確認
- 税関ホームページ

■ 新着情報

- 04月22日 [「EPA原産地規則マニュアル」を更新しました](#)
- 04月11日 [「GSPの原産地証明書発給機関一覧」を更新しました](#)
- 04月03日 [「一般特恵マニュアル」を更新しました](#)
- 04月01日 [「原産地規則解釈例規」を更新しました](#)

[過去の最新情報一覧へ](#)

📄 パンフレット・お知らせ

- ▶ [リーフレット「経済連携協定の品目別規則が検索できます」](#)
- ▶ [リーフレット『特恵税率の適用に際しては、貨物が「原産品」であることを確認してください』](#)
- ▶ [リーフレット『特恵税率適用に関する「事後確認」の実施について』](#)
- ▶ [原産地規則に関する講師派遣のご案内](#)

★ ピックアップ

■ 原産地規則全般

- ▶ [原産地規則の概要](#)

■ 品目別原産地規則

- ▶ [品目別原産地規則の検索](#)
- ▶ [品目別原産地規則一覧表](#)

■ EPA

- ▶ [EPA原産地規則マニュアル](#)
- ▶ 「自己申告制度」利用の手引き (日豪EPA・TPP11 / 日EU・EPA)
- ▶ [EPA原産地規則について\(詳細版\)](#)
- ▶ [経済連携協定全般\(譲許表、ステージング表、HSコードの取扱等\)](#)
- ▶ [初めて日EU・EPAを利用される方へ](#)
- ▶ 日EU・EPAにおける貨物の原産性にかかる説明(資料)の提出について ([和文](#) / [英文](#))

■ GSP

- ▶ [一般特恵関税マニュアル](#)
- ▶ [GSP原産地規則について\(詳細版\)](#)
- ▶ [一般特恵関税制度\(カスタムスアンサー\)](#)
- ▶ [特恵関税制度の卒業要件の見直しについて](#)

■ 事前教示

- ▶ [事前教示制度\(原産地関係\)](#)
- ▶ [事前教示回答\(原産地\)事例一覧表](#)

■ 事後確認

- ▶ [事後確認について](#)
- ▶ [EPA/GSPでの原産性に係る非違事例](#)

■ 関連情報

- ▶ [実行関税率表](#)

☎️ ご相談・お問い合わせ

- ▶ [お問い合わせ](#)
- ▶ [原産地規則などについてのお問い合わせは、こちらをご利用ください。](#)

FAQ よくある質問

- ▶ [よくある質問\(FAQ\)](#)

インフォメーション

財務省 Ministry of Finance, JAPAN

インフォメーション

PR

密輸情報提供のお願い
シロイ クロイ
0120-461-961

★ 関連サイト

新しいウィンドウが開きます

- ▶ [外務省\(EPA/FTA\)](#)
- ▶ [経済産業省\(経済連携協定に基づく原産地証明\)](#)



税関

Japan Customs

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)[輸出入の手続き](#)[水際での取締り](#)[貿易統計](#)[カスタムアンサー](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [原産地規則とは](#) > [初めて日EU・EPAを利用される方へ](#)

初めて日EU・EPAを利用される方へ

日EU・EPA利用の流れ

日EU・EPAに基づく特惠税率を適用して貨物を日本に輸入するためには、「当該品目について日EU・EPAの特惠税率が設定されていること」が前提となりますが、その他にも「輸入しようとする貨物が日EU・EPA上の原産品であると認められること」や、「税関への輸入申告時に必要となる書類を作成又は準備すること」が必要となります。以下では各ステップごとにご説明します。

[【EPA特惠税率適用の条件】](#)

ステップ1

[輸入しようとする貨物に対して日EU・EPAに係る特惠税率が設定されていること\(譲許品目であること\)を確認する。](#)

輸入しようとする貨物のHS番号から、実行関税率表で確認することができます。

ステップ2

[輸入しようとする貨物が原産品であることを確認する。](#)

特惠税率を適用して輸入するためには、相手国で必要な生産が行われていること(原産地基準を満たしていること)が必要です。原産地基準を満たしているとは、貨物が次のいずれかに該当することです。

- (a) 完全生産品
- (b) 原産材料のみから生産される産品
- (c) 実質的変更基準を満たす産品

ステップ3

税関への輸入申告時に必要となる書類を作成又は準備する。

通常の申告に加え、[原産品申告書](#)と必要に応じて[原産品であることを明らかにする書類](#)を求めるとしています。

- [事前教示制度](#)
- [事後確認制度](#)
- 原産地申告書等の様式等
 - 原産品申告書【輸出者・生産者】([申告文/記載例](#))
 - 原産品申告書【輸入者】([様式・記載要領/記載例](#))
 - 原産品申告明細書(様式・記載要領([和文/英文](#))[記載例](#))

参考資料

- 日EU・EPA(外務省HPへリンク)[和文/英文](#)
- [品目別原産地規則検索](#)
- [附属書3-A\(品目別原産地規則の注釈\)](#)
- [附属書3-B\(品目別原産地規則\)](#)
- 附属書3-D(原産地に関する申告文)[和文/英文](#)
- [ステージング表](#)
- [日EU協定における特惠税率の地理的適用範囲](#)
- [よくあるご質問\(FAQ\)](#)

- [不備のある経済連携協定\(EPA\)原産地証明書等の取扱い](#)
- 「自己申告制度」利用の手引き [日EU・EPA/FAQ](#)
- [EPA原産地規則マニュアル](#)
- [EPA原産地規則について\(詳細版\)](#)
- [日EU・EPA説明会資料](#)
- [日EU・EPA原産地規則関係資料\(説明会資料\)](#)
- TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA原産地規則について【[概要/実務編](#)】
- [その他の参考資料](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[> 著作権等](#) [> 免責事項](#) [> プライバシーポリシー](#) [> ウェブアクセシビリティ方針](#) [> よくある質問](#) [> お問い合わせ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局)

[▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省